平成１８年５月１２日

各　　位

株式会社ジャレコ
代表取締役社長　倉田　暁之
（コード・7954）
問合せ先
執行役員 ﾁｰﾌ ﾌｲﾅﾝｼｬﾙ ｵﾌｨｻｰ　豊島　慶子
電話 03－6230－2100

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（１）権限規程の整備を行い取締役による意思決定と執行役員による執行・起案とを分離し、社外取締役が代表取締役や執行役員自らによる経営の監視・監督に関し責任を持つ。代表取締役および執行役員は執行役員会決議を経た取締役会決議事項その他重要事項につき社外取締役に事前連絡し、チェックを受ける。

（２）監査役制度を実効的に機能させる体制を整備する。具体的には、①日常的な稟議書、契約書およびその支払等の事後的な監査、②必要に応じた外部の顧問弁護士への確認、③重要事項の事前の審査、を監査役が実施する。また、それを支援するために監査部を設置し、専従スタッフを配置する。

（３）総務担当執行役員をコンプライアンス責任者とし、社内コンプライアンス体制を整備させる。具体的には、①個人情報保護規程の整備および社員への啓発・教育による個人情報管理の徹底、②内部通報規程の整備による内部通報体制の確立、③その他各種規程の周知徹底により業務プロセスを遵守させ、もって社内コンプライアンス体制を確立させる。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（１）取締役会が執行役員に委任した業務に関しては、その経過と結果を文書として保管し、四半期毎に取締役会に報告し、監査役会が確認する。

（２）文書管理規程を整備し、検索可能な状態で重要度に応じた期間各種文書を保存・管理する。

（３）総務担当執行役員を責任者としてこれらの情報管理・保存体制を整備・確立するものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１）経理担当執行役員をリスク管理責任者として、業務に付随して起こりうる定性的リスクおよび偶発的リスクをリストアップし、リスクに対する対応策の策定および実施を子会社ならびに各事業部門に徹底する。

（２）事業部門ないし子会社毎に個別業務に係るリスク管理の方針および規程を整備し、リスク管理責任者の監督のもとこれを半期毎に見直し、監査役および取締役によるチェックを受ける。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）経営企画担当執行役員を責任者として、社内基準の遵守をモニタリングし、各事業部門の予算管理を行い、改善すべき点および施策を取締役会に提案する。

（２）業務分掌規程および職務権限規程を整備し、全業務を可視化することにより適正化する。

５．当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（１）グループ各社における事業部門と管理部門を明確に分けたうえで、親会社の事業統括部門担当執行役員を責任者として、親会社の管理部門を中核として全社の管理業務の一元管理を行うことで、情報伝達や意思疎通の欠落および時間のロスを防ぐと同時に内部統制の徹底を図る。

（２）親会社は、各子会社の業務フローおよび決裁プロセスに関して、法人としての独立性を維持した上で、取締役および監査役を派遣する等により日常的に実地監査を行う。子会社は、親会社に対し、全業務の詳細を四半期ごとに報告するものとする。

６．監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項

（１）監査役の業務を補助すべき部署として監査部を設置し、監査役の求めに応じて専従スタッフを置く。

（２）当該使用人が所属する監査部は監査役の直下に設置するものとし、取締役の指揮監督には服しない。

（３）当該使用人の異動には常勤監査役の同意を必要とする。

７．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（１）各業務担当者は、常勤監査役に随時業務報告を行い、資料の提出を行うものとする。重要事項に関しては事前に常勤監査役の審査を受けさせる。これらを担保するため業務報告の過程をマニュアル化し遵守させる。

（２）常勤監査役主催の定例報告会を毎月開催し、取締役および執行役員が出席し全監査役に業務報告を行う。常勤監査役は監査役会を定期的に開催し報告する。

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）全員が社外監査役であり、当社と取引・利害関係なく独立した監査体制。

（２）会計監査人との積極的な連携・意見交換を行う。

（３）顧問弁護士を事業部門別に配置し、直接的なチェックを受ける。

以上